

保有個人データに関する事項の周知について

事業者の名称について

一般財団法人大阪教育文化振興財団

個人情報を利用する場合の主たる事業領域

- ・児童・青少年の健全育成に資する事業
- ・生涯学習の振興及び人材の育成に資する事業
- ・建築物の設計及び工事監理並びに建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査、法令又は条例に基づく手続の代理等の業務
- ・経理・人事・総務・庶務等の内部管理業務

保有個人データ・利用目的

(ア)お客様に関する個人情報

- 1)お客様管理業務のため
- 2)お問い合わせ・ご相談への対応

(イ)取引先各社、他社の役員・社員等に関する個人情報

- 1)業務上必要な諸連絡・商談等
- 2)取引先情報管理、支払・収入処理

(ウ)採用応募者に関する個人情報

- 1)採用応募者への採用情報等の提供・連絡
- 2)財団での採用業務管理

(エ)職員情報

経理・人事・総務・庶務等内部管理業務

保有個人データの開示等に関するお問合せ先

<個人情報開示等請求の申出先および送付先>

〒541-0055

大阪市中央区船場中央 4-1-10-203(船場センタービル 10号館 2階)

一般財団法人大阪教育文化振興財団

個人情報保護管理者 総務課長 Tel:06-4963-2527(月～金 10:00～17:00)

個人情報の開示等に関するご請求について

財団がお客様又はその代理人から、財団が保有する個人情報に関して 1. 開示のご請求、2. 利用目的の通知のご請求、3. 内容の訂正、追加又は削除のご請求、4. 利用停止、消去及び第三者提供の停止のご請求、の申出があった場合は、請求者がご本人又はその代理人様であることを確認したうえで次のとおり速やかに対応します。

(1) 開示等のご請求の申出先（上記のとおり）

開示等のご請求については、お電話にて財団所定の請求書(「個人情報開示対応請求書」)をお取り寄せ下さい。当該請求書を郵送しますので、必要事項を記入の上、財団宛ご返送下さい。当該請求書を財団宛ご返送の際には、配達記録郵便や簡易書留郵便など、配達記録が確認できる方法にてお願いします。なお、当該費用は、お客様負担としますのでご了承下さい。

(2) 開示等のご請求における提出書面

1. 財団所定の請求書(「個人情報開示対応請求書」)
2. ご本人様が確認できる書類(コピー)
 - 1) 運転免許証 2) 住民票の写し 3) 戸籍抄本
 - 4) 健康保険証の被保険者証 5) 年金手帳 ※コピーは本籍地を塗りつぶして下さい。

なお、当該個人情報は、ご本人様からのお問い合わせであることを確認するためのものであり、それ以外の目的には使用しません。

(3) 代理人様による開示等のご請求における提出書面

1. 上記 1. の書類
2. 代理人様本人が確認できる書類(コピー)
 - 1) 運転免許証 2) 住民票の写し 3) 戸籍抄本
 - 4) 健康保険証の被保険者証 5) 年金手帳 ※コピーは本籍地を塗りつぶして下さい。

なお、当該個人情報は、代理人様を確認するためのものであり、それ以外の目的には使用しません。

3. 委任状(ご本人様の実印を押印のうえ、印鑑登録証明書原本を添付してください。代理人様が親権者等の法定代理人のときは、委任状に代えて、ご本人様との関係がわかる戸籍謄本もしくは抄本、または住民票のコピーをご提出下さい。)

なお、当該個人情報は、ご本人様が代理人様へ委任されたこと(法定相続人の場合はその関係)を確認するためのものであり、それ以外の目的には使用しません。

(4) 開示等のご請求に関する手数料

対象個人情報の利用目的の通知・保有個人データの開示のご請求につきましては、手数料はいただきません。ただし、対象個人情報の利用目的の通知・保有個人データの開示に関して、郵送料はお客様負担とします。

(5) 開示等のご請求に対する回答方法

ご請求者の請求書記載住所宛に書面にてご回答します。

(6) 個人情報の不開示事由について

次に定める場合は、開示等の対応ができません。不開示等を決定した場合は、その旨、理由を付記して通知いたします。

1. 請求書に記載されている住所、ご本人様の確認のための書類に記載されている住所、財団の登録住所が一致しないときなど、ご本人様が確認できない場合
2. 代理人様によるご請求に際して、代理権が確認できない場合
3. 所定の提出書類に不備があった場合
4. 請求書の記載内容により、財団が保有する個人情報を特定できなかった場合
5. 開示のご請求の対象が保有個人データに該当しない場合
6. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
7. 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
8. 法令に違反することとなる場合